

長野大学大学院「総合福祉学研究科」新設について

～県内初の社会福祉系大学院 2専攻を設置～

公立大学法人 長野大学

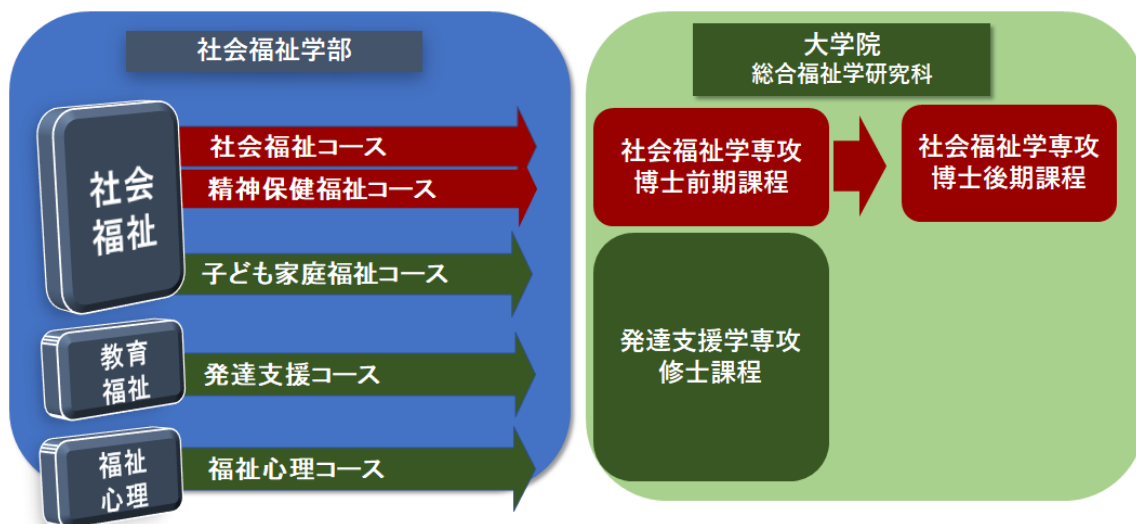
長野大学は、平成29年4月の公立化を契機に、大学進学予定者や地域社会から一層評価される大学となるべく、究めるべき学問領域、望ましい学部学科編成、大学院の設置などの改革に、設置者である上田市とともに取り組んでおります。

現在、少子高齢化、人口の大都市集中と地方の衰退化、気象災害の頻発などによって地域社会に福祉課題が山積しています。本学は、こうした地域の課題に対応できる専門的な知識や技術を研究開発し、有意の人材を育成することを目的に、まずは新たな社会福祉の創造を理念とする大学院・総合福祉学研究科の設置を目指すことといたしました。

令和2年3月に文部科学省に設置申請をしたところ、10月22日に、文部科学省に置かれる大学設置・学校法人審議会から文部科学大臣に対し、大学院の設置を「可」とする答申があり、10月23日付で文部科学大臣から正式に認可されました。

1 大学院・総合福祉学研究科の概要

- (1) 名称 長野大学大学院 総合福祉学研究科
- (2) 設置時期 令和3年4月
- (3) 設置場所 長野県上田市下之郷658番地1
- (4) 入学定員 社会福祉学専攻：博士前期課程 5名、博士後期課程 3名
発達支援学専攻：修士課程 5名
- (5) 取得学位 修士（社会福祉学）、博士（社会福祉学）
修士（発達支援学）
- (6) 専任教員 26名（教授14名、准教授12名）



2 総合福祉学研究科 各課程の概要

(1) 社会福祉学専攻 博士前期（修士）課程

社会的格差、貧困、要介護、障がい、虐待、家庭内暴力などの地域の福祉課題を発見・予測して解決・予防の方策を探り、政策形成につなげる実践研究を推進します。

また、社会福祉の思想、理論、制度、政策、援助技術、研究・調査方法などの知識と技能に精通し、地域の福祉課題の解決を牽引・先導する高度専門職業人や研究・教育者の育成を目指します。

① 高度専門職従事者の育成

大学の学部等において社会福祉学またはその関連領域の学士の学位を有する者、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職資格を有する人材を受け入れ、より高次の専門的な知識や技術を備えた、認定社会福祉士レベルの高度専門職業者を育成することを目指します。また、社会福祉にかかる大学・研究機関、専門職組織、行政や団体において従事する教育・研究職の育成をはかります。

② 社会人教育（リカレント教育）

専門職に従事した経験をもつ人材を受け入れ、職務上の経験を踏まえてより高次の専門的な知識や技術を修得することにより、専門職活動の高度化をはかります。さらに、看護職、リハビリテーション職、教育職、保育職など社会福祉に関連する職務の経験をもつ人材も受け入れ、社会福祉にかかる高次の専門的な知識や技術を修得することにより、関連する領域における専門的活動の高度化を目指します。

(2) 社会福祉学専攻 博士後期課程

自らの実践や研究をソーシャルアクションや社会変革に結び付け、新たな学問的知見や政策を構想・提案できる人材の育成を目指します。

① 管理的専門職従事者の育成

社会福祉に関連する修士学位あるいはそれと同等の実践的経験をもつ人材を受け入れ、社会福祉にかかる知識や技術を修得する機会を提供することで、社会福祉の理論や実践にかかる高次の知識や技術、研究方法を備え、専門職チームを管理する職務、あるいはスーパービジョンに従事する高度の管理的専門職従事者を育成することを目指します。

また、将来社会福祉にかかる学界、大学院教育、専門職組織・団体、あるいは政策形成の分野において先導的な役割を担うことのできる専門的な教育・研究者の育成をはかります。

(3) 発達支援学専攻 修士課程

児童・家庭福祉や学校教育における心理社会的な課題を発見し、解決するための支援方法を探索する実証的な研究を推進します。

また、近年大きな社会問題となっている被虐待児童、貧困児童、障がい児など地域における子どもの発達支援にかかる課題の解決に対して、福祉に限らず、心理や教育など関連領域の知識を兼ね備えた領域横断的知識を持った高度専門職業人や研究・教育者の育成を目指します。

① 高度専門職従事者の育成

大学の学部等において社会福祉学、心理学、教育学、看護学、保健学等の学士の学位を有する者、社会福祉学、教育学、心理学、看護学などの専門職資格を有する人材を受け入れ、発達支援にかかるより高次の専門的な知識や技術を備え、当該領域における高度な専門的活動に従事できる人材を育成することをめざします。

また、発達支援に関する高次の専門的な知識や技術、さらには教育研究の方法や技術を備え、発達支援にかかる大学・研究機関、専門職組織、行政や団体などで従事する教育・研究職の育成をはかります。

② 社会人教育（リカレント教育）

教育職、看護職、リハビリテーション職、保育職など発達支援に関連する専門職に従事した経験をもつ人材を受け入れ、職務上の経験を踏まえて発達支援にかかるより高次の専門的な知識や技術を修得することにより、それぞれの分野における専門職活動の高度化をはかります。さらに、発達支援にかかる高次の専門的な知識や技術を修得することにより、虐待、障がい、家庭内暴力、貧困など子どもの発達分野における専門的活動の高度化に貢献することを目指します。